

概要

奨励金の内容

企業誘致奨励金◇◇ 指定事業所について賦課される固定資産税及び都市計画税に相当する額の100分の90を最長5年間交付します。(各年度の上限は1億円)

※奨励金の交付を受けるためには、予め指定企業に選定される必要があります。

加算金

市民雇用促進加◇◇ 市民を新たに常用労働者として1年以上雇用した場合、1人算金に付き10万円を交付します。

市内建設業者活◇◇ 市内に本店を有する建設請負業者を活用(下請含む)して事業所を新設した場合、工事請負契約金額の1%を加算金として交付します。(4頁参照)

※加算金の交付は、奨励金の初回交付時の1回に限ります。

1. 指定企業の条件

指定企業は、以下のすべての条件を満たす必要があります。

- (1) 市の区域内において事業用地(申請の日前5年間にわたり使用又は収益の用に供されていない土地)を新たに取得又は賃借(事業用定期借地権を設定するものに限る。以下同じ。)をすること。
- (2) 事業用地に新たに事業所を設置し、その使用権原を有すること。
- (3) 事業所における常用労働者数が20人以上であること。
- (4) 事業用地の面積が1,000平方メートル以上であること。
- (5) 操業開始の予定期日が事業用地の取得又は賃借に係る契約の締結後3年以内であること。
- (6) 国税、都道府県税、市町村税及び特別区税を滞納していないこと。
- (7) 事業所は、適用を受ける法令、計画等に適合していること。
- (8) 事業所の立地に伴う環境の保全について、適切な措置を講じていること。
- (9) 事業所が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に該当する営業の用に供する施設でないこと。
- (10) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)の活動を助長し、又は暴力団の運営に資する

活動を行う者でないこと。

- (11) 現に重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為をしていないこと。
- (12) その他特に市長が付した条件

2. 企業誘致奨励金

指定事業所について賦課される固定資産税及び都市計画税に相当する額の100分の90を最長5年間交付します。(各年度の上限は1億円)

3. 加算金の種類と交付の条件

- (1) **市民雇用促進加算金** 市内に住所を有する者を指定事業所において新たに常用労働者として雇用した場合(当該雇用期間が1年以上の者に限る。)
- (2) **市内建設業者活用加算金** 指定事業所の新設にあたり次のいずれかに該当する場合
 - ア 市内に本店を有する工事請負業者と工事請負契約を締結した場合
 - イ 市内に本店を有しない工事請負業者と工事請負契約を締結した場合において、当該工事の一次下請業者が市内に本店を有する場合であって、かつ、当該下請契約の金額が、当該新設に係る総工事費の20%以上の金額である場合

4. 加算金

- (1) **市民雇用促進加算金** 常用労働者の数に10万円を乗じた額
- (2) **市内建設業者活用加算金**
 - アの場合 工事請負契約の金額に100分の1を乗じて得た額
 - イの場合 市内一次下請業者が市外工事請負業者と締結した工事請負契約の金額に100分の1を乗じて得た額

加算金の交付額は、企業誘致奨励金の額を超えない範囲で交付します。



企業誘致条例手続きの時期

項 目	時 期 等	備 考
土地の取得	平成25年4月1日以降	条例施行日以降
指定申請書の提出 (様式第1号)	土地取得から事業所の建設に着手する 日の前日	
操業開始届(様式第5 号)の提出	操業を開始した日から30日以内	
固定資産税賦課期 日	取得日の翌年の1月1日(土地と家屋の 登記が済んだ日)	
固定資産税納期限	第1期 5月末日 第2期 7月末日 第3期 12月25日 第4期 2月末日	
課税状況閲覧及び 謄写承諾書の提出 (様式第6号)	交付申請を行う前年度の9月末日まで	
奨励金交付申請書 の提出(様式第7号)	固定資産税の納期限が属する年度の翌 年度の市が指定する時期	条例第7条を参考 に必要書類と共に 提出
加算金事前確認届 の提出(様式第8号)	奨励金を初めて受けようとする年度の前 年度の9月末日	
加算金交付申請書 の提出(様式第9号)	奨励金の初回の交付申請時	規則第8条第3項 を参考に必要書類 と共に提出
交付請求書の提出 (様式第14・15号)	請求時期 交付決定通知書の受理後 支払い時期 交付請求提出後概ね30日	

企業誘致奨励金・加算金申請手続きのスケジュール



